

# 土壌汚染対策の現状と課題について

## 1. 背景

土壌汚染は、人の活動に伴う様々な環境への負荷が土壌に蓄積された負の遺産。

古くから、イタイイタイ病などの深刻な環境被害に対応した農用地土壌汚染対策が行われてきたが、近年、ダイオキシン類による土壌汚染を含め、人の健康にリスクを生じさせる又は生じさせるおそれがある汚染土壌の対策の推進が強く求められている。

## 2. 環境の状況

農用地の土壌汚染については、基準値以上の汚染がある農用地が平成15年度末までに7,228ha特定されており、さらに毎年の土壌環境調査により新たに発見される汚染地がある。

農用地以外の汚染土壌については、土壌汚染対策法の有害物質による汚染土壌が、土地取引の際の土地の調査や環境監視等により発見される例が増加している。また、ダイオキシン類による汚染土壌も発見されている。

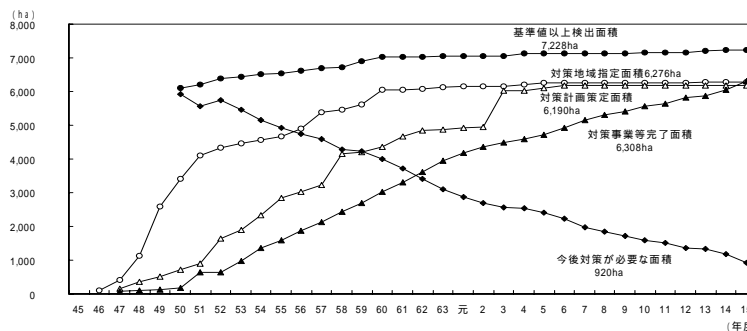
## 3. 施策の状況

農用地土壌汚染防止法に基づき対策地域として指定された7,228haのうち、対策地域の指定がなされた地域の累計面積は6,276haで、対策事業が完了している面積は5,682ha。また、別途都道府県による単独事業等によって対策が完了している地域が累計で626haあり、これを加えると基準値以上検出地域の累計面積の87.3%(6,308ha)が対策事業等を完了。

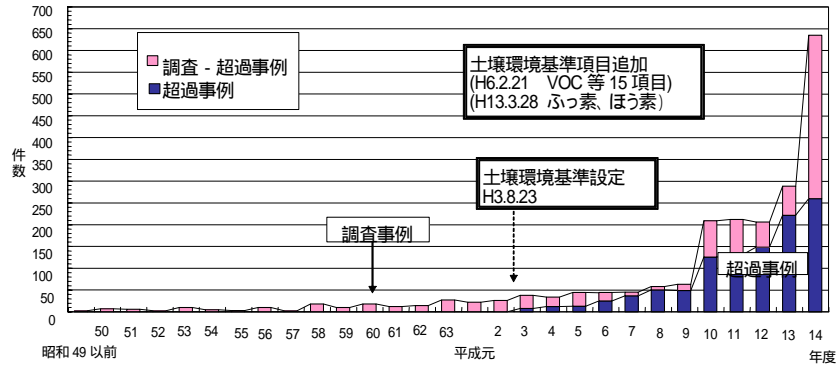
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく指定区域は、これまで、東京都(大田区)、和歌山県(橋本市)で指定されていたが、今年4日に香川県(高松市)で3件目の指定がなされた。

土壌汚染対策法の施行(平成15年2月15日)から平成17年2月15日までに、法に基づく土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明して、指定区域に指定された件数は、調査報告があった225件のうち56件。土壌環境基準の設定(平成3年)や土壌汚染対策立法への気運の高まりを反映して、法による義務的調査以外に土地所有者の自主的調査の件数、土壌汚染判明件数が増加している。

農用地土壌汚染対策の進捗状況



## 市街地土壤汚染事例の判明件数の推移



## 4. 取組の状況

農用地： 自治体の行う環境監視について国庫補助を実施してきた。また、毎年度、全国の環境監視状況、地域指定状況、対策進展状況をとりまとめ、公表し、それを通じて対策を促進している。

市街地： 土壤汚染対策法が制定（平成14年5月）されて以降、各種の技術的な基準、調査・対策方法、それらの具体的な内容を示す技術指針の充実している。また、農用地の取組と同様、自治体の行う環境監視について国庫補助を実施してきた。この他、法に基づく調査を行う指定調査機関の指定や技術向上のための講習会の開催や、リスクコミュニケーション事業を実施している。

ダイオキシン類： 農用地、市街地と同様の自治体の行う環境監視に国庫補助を行ってきた。また、対策事業に対しても国庫補助を行っている。

## 5. 今後の課題

食品中のカドミウムの基準値に関する、国際的な食品の規格基準についての検討の動向によっては、日本国内における食品中のカドミウムの基準値についても見直しのための検討が行われる可能性が高い。一方、農用地土壤汚染防止法の人々の健康を損なうおそれのある農畜産物が生産されるおそれのある農用地の指定要件は、食品衛生法に定められたコメの基準値（1mg/kg）を基に基準を定めていることから、このような国際的動向への対応をすること。

三位一体改革により環境監視の国庫補助が自治体に税源移譲されることに伴い、都道府県により適正な環境監視の実施が行われるよう、法定受託事務である環境監視事務の処理基準の徹底を図るなど、環境監視の水準の見直しを行うこと。

土壤汚染調査、対策技術の開発を促進し、良質な技術の普及を促進を図ること。

バイオレメディエーションに係る指針の策定のような技術的なマニュアルの充実を図ること。

土壤汚染対策法の付帯決議を踏まえ、油類による土壤汚染や、汚染土壤が生態系に与える影響などについて、技術的な知見を集積し、対策の現場を支援すること。

射撃場の鉛対策など、特性が明確な土壤汚染事例について、それらの特性を踏まえた対施策のあり方を検討し、現場で活用できる具体の指針を策定すること。

円滑な土壤汚染対策に不可欠なリスクコミュニケーションの方法に関するセミナーの開催などによる支援施策を充実・強化すること。